



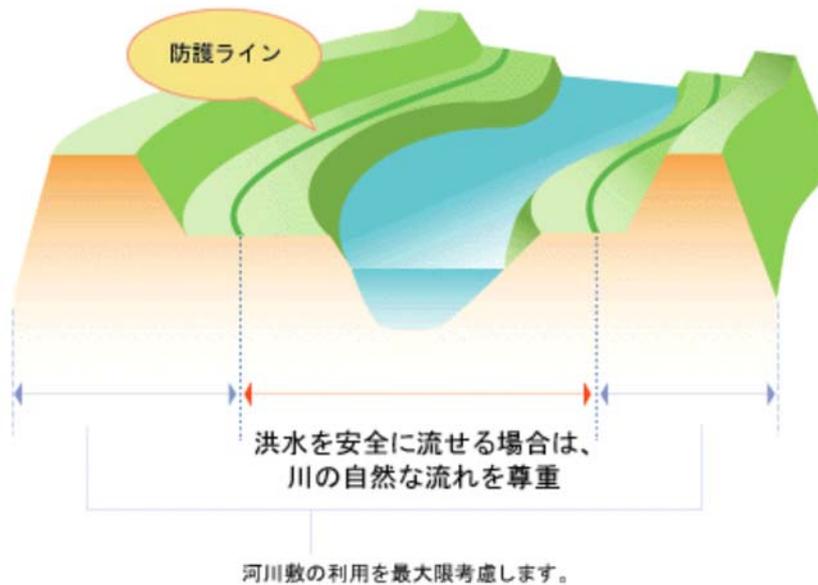
**Point1**  
 河岸維持管理法線(防護ライン)を設定し、自然な川の流れを最大限尊重しました。

### 防護ラインの設定

「防護ライン」は川の維持管理の目安となるラインで、

1. これまでの自然な川の流れを最大限尊重する(大きく形状を変えない)
2. 河川敷のグラウンド利用などに配慮する
3. 想定される洪水を安全に流すことができる

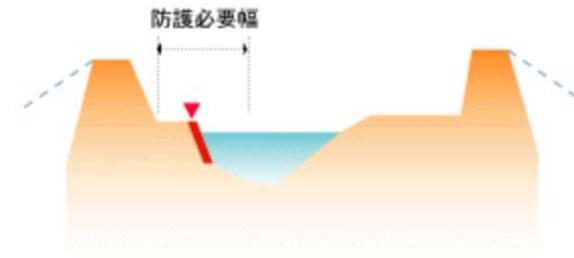
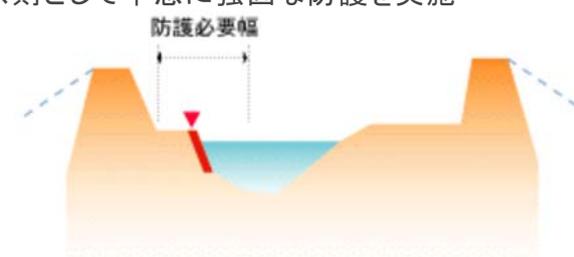
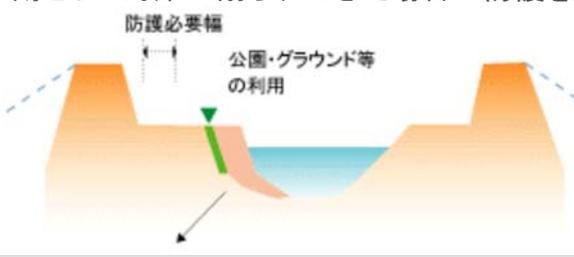
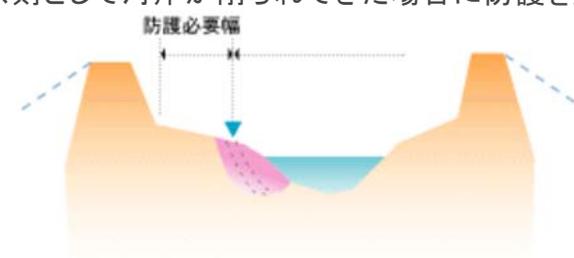
の3点に配慮して設定するようにしています。



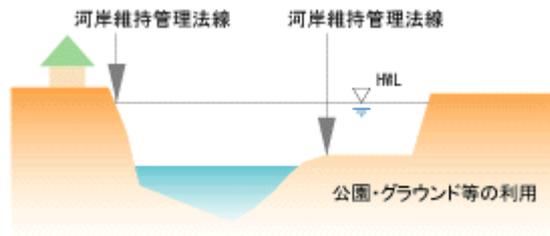
### 防護ラインの5つの重要度区分

「防護ライン」は直轄管理区間の全川で設定されています。防護ラインの位置と合わせて、河川敷の幅や利用状況などに応じて維持管理の重要度も示しています。

重要度の区分	堤防計画の有無	防護ラインの設定位置	重要度の区分条件
A	堤防計画区	原則として堤防法尻から40m未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設定した防護ラインが堤防に近いため、計画的な防護が必要な場所</li> <li>○ 設定した防護ラインが堤防に近くはない(堤防からの距離が、40m以上の場合)が、堰や橋梁等の周辺で堤防の防護が必要な場所とその周辺</li> <li>● 原則として早急に強固な防護を実施</li> </ul>

(特A)	間		
		原則として堤防法尻から20m未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>○設定した防護ラインが堤防により近い場合、計画的に強固な防護が必要な場所</li> <li>○設定した防護ラインが堤防に近く(堤防からの距離が、20m以上で40m未満の場合)、堰、橋梁等の周辺でもあるため堤防への影響を勘案し計画的に強固な防護が必要な場所</li> <li>○規模の大きい水門や樋管の設置されている場所</li> <li>●原則として早急に強固な防護を実施</li> </ul> 
		堤防法尻から40m以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川敷が公園・グラウンド等に利用されている場所</li> <li>○河川敷の利用はないが、治水上の観点から低水路平面形状を維持する必要がある場所(浅川合流点付近など)</li> <li>●原則として河岸が削られてきた場合に防護を実施</li> </ul> 
		堤防法尻から40m	<ul style="list-style-type: none"> <li>○河川敷の利用がなく、当面は低水路平面形状を維持する必要がない場所</li> <li>●原則として河岸が削られてきた場合に防護を実施</li> </ul> 
D	堤防計画がない区	<p>河川敷がない場合は河岸の上部。</p> <p>河川敷があり利用がある場合はその前面とし、利用がない場合は河岸の上部。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○侵食による河岸の崩落の防止及び崩落による河道埋塞等を回避するための維持が必要な場所</li> <li>●原則として河岸の侵食により崩落の危険性が発生した場合に対策を実施</li> </ul>

間



区分にあたっての  
その他の留意事項

○重要度が著しく変化する箇所では、短い区間での重要度設定を行わずに、連続する一連区間として重要度を設定する。